

# 役員等実費支給規程

社会福祉法人 三愛会

## 役員等実費弁償支給規程

(目的)

第1条 社会福祉法人三愛会の理事及び監事等（以下「役員」という）が会務のため旅行した場合及び理事会等の会議に出席した場合に、この規程に定めるところにより実費弁償を支給する。

(実費弁償の種類)

第2条 実費弁償の種類は、鉄道賃・車賃・船賃・航空賃・日当・及び宿泊料とする。

(実費弁償の計算)

第3条 実費弁償は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他止むを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、次の旅行運賃による。

- (1) 普通料金及び急行料金並びに座席指定料金
- (2) 普通急行列車を運行する旅行で片道50キロメートル以上の場合、普通急行料金を支給する。
- (3) 普通急行列車を運行する路線の旅行で片道100キロメートル以上の場合、座席指定料金を支給する。
- (4) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上の場合、特別急行料金を支給する。

(車及び船賃)

第5条 車及び船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む、以下本条において運賃という）寝台料金及び特別料金（これらのものに対する通行税を含む）並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2段階に区分する船舶による旅行の場合は車賃を支給数する。
- (2) 旅行先において特に交通費を必要とする地域に旅行した場合は車賃を支給する。

(航空賃)

第6条 航空賃の額は、現に利用する航空会社の最も直近の旅客運賃による。

(日当)

第7条 日当は、次の定額による。

(道内 1日当たり)	(道外 1日当たり)
日当 10,000円	日当 15,000円

(宿泊料)

第8条 宿泊料は、次の定額による。

(道内 1夜につき)	(道外 1夜につき)
10,000円	15,000円

付 則

- この規程は、平成13年 8月21日から施行する。
- 一部変更部分は平成18年 4月 1日から施行する。
  - 一部変更部分は平成26年 4月 1日から施行する。